

障害年金をご存じですか？



■ 障害年金とは

病気やけがで生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代のかたも含め、受け取れる年金です。

■ 障害年金を受給するには

次の要件を全て満たす必要があります。

● 障害程度の要件

障害の状態が障害認定日^{※1}時点で法令に定める障害の状態にあること

● 保険料の納付要件

- ① 初診日^{※2}の属する月の前々月までの公的年金加入期間の3分の2以上の期間の保険料が納付または免除されていること
- ② ①の要件を満たさない場合は、初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと

※1 障害の原因となった病気やけがについて、初診日から1年6か月を経過した日、または1年6か月以内にその病気やけがが治った日（症状が固定した日）

※2 障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師の診療を受けた日

※3 老齢基礎年金を繰り上げて受給している場合は対象外

■ 相談・手続窓口

初診日の年金加入状況により異なります。

初診日の年金加入状況	障害基礎年金の種類	相談・手続窓口
・国民年金（第1号被保険者） ・60歳以上65歳未満で日本国内に住所あり ^{※3} ・20歳前	障害基礎年金	春日部年金事務所または市保険年金課
・国民年金（第3号被保険者）		春日部年金事務所
・厚生年金	障害厚生年金	春日部年金事務所（共済組合などに加入していたかたは、初診日時点で加入していた共済組合など）

問合せ 春日部年金事務所 ☎048(737)7112 市保険年金課国民年金担当 ☎0480(92)1111 内線140・149

認知症サポーターって何だろう？

～養成講座受講者募集～



認知症サポーターは、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を見守る応援者として活動するボランティアで、全国で1,450万人以上のサポーターが活躍しています。

▲認知症サポーターキャラバン
マスコットキャラクター ロバ隊長

● 認知症サポーターになるには

市で開催する「認知症サポーター養成講座」の受講が必要です。

全国キャラバン・メイト
連絡協議会▶



認知症サポーター養成講座

① 小学生向け

日時 8月19日(土)午前10時～11時30分
場所 コミュニティセンター集会室1
定員 40名(先着順)
費用 無料
その他 保護者の付添い可

② 市内在住・在勤・在学のかた向け

日時 8月29日(火)午後2時～3時30分
場所 はびすしらおか 会議室3～5
定員 50名(先着順)
費用 無料

申込み ①②とも前日までに電話で(土・日曜日、祝日を除く。)

※企業、団体、学校などで講座の開催希望があれば、講師の派遣や教材の提供を行います(会場の確保と準備は受講者が行ってください)。



問合せ 高齢介護課地域支援担当 ☎0480(92)1111 内線173～175